## 岐阜市公共交通会議等設置要綱

決裁 平成18年11月30日 改正 平成20年 4月 1日 改正 平成24年 9月 5日 改正 平成31年 4月23日 改正 令和 2年 3月26日 改正 令和 2年 4月 1日 改正 令和 3年 1月 7日 改正 令和 6年 1月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市におけるバス交通を中心とする公共交通の利便性の向上を図るため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)に基づく地域公共交通会議及び道路運送法(昭和26年法律第183号。「法」という。)に基づく協議会の設置その他必要な事項について定めるものとする。

(岐阜市公共交通会議の設置)

第1条の2 省令第4条第2項に規定する岐阜市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(第9条において「一般乗合旅 客自動車運送事業」という。) の運行に関する事項(運賃、料金等に関する事項を除 く。)
  - (2) 前号に掲げるもののほか、公共交通の利便性の向上に関して、交通会議が必要と認める 事項

(組織)

- 第3条 交通会議は、次に掲げる組織、団体及び者をもって構成する。
  - (1) 岐阜市長
  - (2) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者(法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車 運送事業者をいう。以下同じ。)
  - (3) 関係する一般旅客自動車運送事業者(法第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ)の団体
  - (4) 住民又は利用者
  - (5) 運輸行政監督機関
  - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - (7) 道路管理者
  - (8) 交通管理者
  - (9) 学識経験者

- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要と認められる者
- 2 交通会議に会長を置き、岐阜市長又は岐阜市長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会務を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、会長が欠けたときその他の事由により会長がその職務を遂行する ことについて支障があるときには、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第5条 交通会議の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、必要に応じ会 長が招集し、その議長となる。
- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しない場合は、会議を開くことができない。ただし、委任状(様式第1号)を提出した委員及び委任状により代理の者を出席させた委員は、出席したものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 4 交通会議は、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(書面による協議)

- 第6条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により委員の意見を求め、その結果をもって交通会議の協議に代えることができる。
  - (1) 運行計画の軽易な変更について、意見を求めるとき。
  - (2) 災害その他やむを得ない事由により、会議の開催が困難なとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による書面による協議について準用する。この場合において、「出席者」とあるのは「書面を提出した委員」と読み替えるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項 の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

- 第8条 交通会議に、交通会議の協議を補佐するため、幹事長及び幹事で組織する幹事会を置くことができる。
- 2 幹事長は、学識経験者の委員をもって充てる。
- 3 幹事は、会長が指名する委員及び委員以外の者をもって構成する。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、その議長となる。 (岐阜市運賃協議会の設置)
- 第9条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、料金等に関する事項を協議するため、法第9条第 4項の規定に基づき、岐阜市運賃協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第10条 委員は、次に掲げる組織、団体及び者をもって構成する。
  - (1) 岐阜市
  - (2) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 運輸行政監督機関
  - (4) 関係地域住民の代表者

(会議)

- 第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、岐阜市が主宰する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しない場合は、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 4 会議は、原則として公開とする。
- 5 第6条の規定は、協議会の協議について準用する。 (庶務)
- 第12条 交通会議及び協議会の庶務は、岐阜市都市建設部交通政策課において処理する。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び協議会の運営に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年9月5日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月23日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年3月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年1月7日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

## 委 任 状

年 月 日

岐阜市公共交通会議会長 殿

交通会議委員住 所団体名氏 名

年 月 日に開催される岐阜市公共交通会議の審議について、

全てを ( 議 長 に ) 委任します。 下記の者に )

記

受任する者の氏名等 所属 役職 氏名